

議案第五十七号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め
る。

平成元年三月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第三条第三項」を「第二条第三項」に、「日曜日以外の日」を「毎日曜日」に改め、「定められている」の下に「職員以外の」を加える。

第十六条中「一週間」を「一週間当たり」に改める。

附 則

この条例は、平成元年五月一日から施行する。